

慎重審議

3月1日、新たなスタートを切った議会による「平成28年第1回芝山町議会臨時会」が開催され、議会人事ほか議案7件は全て可決された。3月7日から22日までは「平成28年第1回芝山町議会定例会」が開催され、一般会計予算案など上程された議案21件および追加議案3件が審議の結果、可決された。

芝山町議会臨時会

監査委員の選任につき同意を
求めることについて

(議案第1号)

次の者を監査委員に選任したので、議会の同意を求める。

氏名 内田 白民

ひこうきの丘の設置及び管理
に関する条例の制定について

(議案第2号)

ひこうきの丘の設置に伴い、その管理に関し必要な事項を定めるため条例を制定する。

■ 制定内容

○ 名称 ひこうきの丘

○ 位置 芝山町岩山2012番地6

○ 利用時間 午前6時から午後11時まで

○ 使用料 物の物販または配布、業として行う映画の撮影、興行などを行う場合は、使用料を徴収するものとする。

■ 施行期日
平成28年3月18日施行

一般職の職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例の
制定について (議案第3号)

一般職の職員の給与に関する
条例の一部について、千葉
県人事委員会勧告に準じて改
正する。

特別職の職員の給与及び旅費
に関する条例の一部を改正す

平成27年度芝山町一般会計補
正予算 (議案第5号)

千葉県人事委員会勧告に準じた給与改定などにより人件費の補正を行う。

補正前の額
5, 032, 804千円

補正額
10, 874千円

補正後の額
5, 043, 678千円

平成27年度芝山町農業集落排



水事業特別会計補正予算

(議案第6号)

千葉県人事委員会勧告に準じた給与改定などにより人件費の補正を行う。

補正前の額 72,925千円
補正額 218千円
補正後の額 73,143千円

平成27年度芝山町公共下水道事業特別会計補正予算

(議案第7号)

千葉県人事委員会勧告に準じた給与改定などにより人件費の補正を行う。

補正前の額 418,953千円
補正額 △750千円
補正後の額 418,203千円

専決処分の報告について

(報告第1号および第2号)

職員が公用車を運転中、信号機のない交差点において車両に衝突され、その反動で隣接地の畑に侵入、乗り入れた件について、損害賠償の額を決定し和解したので報告する。

芝山町議会定例会

芝山町行政不服審査法改正に伴う関係条例の整備に関する

条例の制定について

(議案第1号)

行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備をするため、条例を制定する。

概要

行政不服審査法の改正法が4月1日から施行されることに伴い、関係条例について整備をする。

施行期日

平成28年4月1日施行

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

(議案第2号)

概要

地方公務員法の改正に伴い、関係条例で引用する条項を変更する。また、人事行政の運営等の状況の公表にかかる項目を追加し、関係条例について整理をする。

施行期日

平成28年4月1日施行

ふるさと芝山応援基金条例の制定について(議案第3号)

地方自治法第241条の規定により、芝山町を応援しようと

する個人または団体から寄附された寄附金を管理することを目的に、新たに基金を設置するため条例を制定する。

概要

○目的 寄附された寄附金を適正に管理し、運用することを目的とする。

○基金の処分 「まちづくりに関する事業」「子育てや福祉に関する事業」「環境保護に関する事業」「教育、スポーツ又は文化事業に関する事業」「その他目的達成のために町長が必要と認める事業」の5事業の財源に充てるときに処分する。

施行期日

公布の日から施行

ふるさと芝山応援寄附条例の制定について(議案第4号)

平成20年4月に「ふるさと納税」制度がスタートし、寄附による税金控除が拡充された。芝山町も広くふるさと納税を募り、魅力ある「ふるさと芝山」をつくるため条例を制定する。

概要

○目的 芝山町を応援しようとする個人または団体から寄附を募り、当該寄附金を財源として事業を実施することにより、活力に満ちた魅力あるふるさとづくりに資することを目的とする。

○事業の区分 この条例に基づき寄附金を財源として実施する事業は、ふるさと芝山応援基金条例で挙げた5事業とする。

○寄附金の管理運用 ふるさと芝山応援基金により管理し、運用する。

施行期日

公布の日から施行

特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の
制定について

(議案第5号)



予算審査特別委員会 (3月16日)